

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団
令和2年度第3回理事会議事録（抄本）

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 理事及び監事選任に伴う評議員会を招集する件

・日時及び方法

令和3年4月13日（火）に書面での決議とする。

・目的である事項等

理事及び監事の辞任に伴う補欠理事及び補欠監事の選任について

役職	就任（候補）	辞任
理事	鈴木 緑 （公財）新潟市芸術文化振興財団	堀内 貞子 （公財）新潟市芸術文化振興財団
監事	井関 一博 新潟市会計管理者	中澤 晃一 新潟市会計管理者

2 決議事項を提案した理事の氏名

代表理事 理事長 高橋 道映

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年3月31日（水）

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事 専務理事 近藤 博

令和3年3月31日、理事 高橋道映が理事及び監事の全員に対して、上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、同日付けで、理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条」並びに「定款第34条第3項」に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、「定款第36条第1項」に基づき本議事録を作成する。

令和3年3月31日

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団
議事録作成者
代表理事 専務理事 近藤 博